

全国的青年連絡組織

全ブロックで青年評議員候補を選出できない場合における規定運用細則

(目的)

第1条 この規則は、「評議員候補選出に関する規定」第5条第2項の定めるところにより、全国的青年連絡組織（以下、「本会」という）から推挙する日本ユネスコ協会連盟（以下、「日ユ協連」という）評議員候補の選出を行う場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員候補の選任における担当地域調整の基本方針)

第2条 この規則は、日ユ協連が定める各地域ブロック（以下、「ブロック」という）のうち、評議員候補の候補者となろうとする者（以下、「立候補者」という）がいないブロックがある場合のみ適用するものとする。立候補者の担当する地域を調整する手続きは、「評議員候補選出に関する規定」第8条第4号に定めるところによるものとする。

- 2 立候補者が担当する地域は、原則としてブロック単位で調整を行う。
- 3 立候補者の担当する地域を調整するにあたり、それぞれの立候補者が評議員として負うこととなる職務上の責任や負担に著しい差が出ないように配慮し、かつ全ての立候補者に相互の協力を要請するものとする。
- 4 調整にあたっては、立候補者の意向に十分配慮しなければならない。立候補者の承諾なく担当する地域を決めることはできない。
- 5 一人の立候補者が担当する地域は、3ブロックを超えることはできないものとする。
- 6 この規則を適用する状況下において、立候補者が2人以上のブロックがある場合、立候補者の承諾があれば、立候補者の居住地あるいは所属ユネスコ協会・クラブの所在地が含まれないブロックのみを担当するよう調整することもできるものとする。ただし、担当するブロックに関わらず同一ブロックに所属する評議員候補は3人を超えて選出できないものとする。
- 7 前項の調整を経ても同じブロックの担当を希望する立候補者が2人以上となる場合には、そのブロックにおいて選挙を行うこととする。
- 8 立候補者が担当する地域は、立候補者が評議員として円滑に職務を全うできるよう、日ユ協連事務局と協議の上、原則として当該立候補者の所属するユネスコ協会・クラブの長および立候補者が担当することとなるブロックを代表する日ユ協連理事の承諾を得るものとする。

(細則の通知)

第3条 選挙管理委員会（以下、「選管」という）は、告示の際に細則を会員に対して通知しなければならない。

(細則に定めのない事項の処理)

第4条 選管は、この規則に定めのない事項または規則の内容および解釈に疑義を生じた場合、その都度協議の上、解決するものとする。

(細則の改正)

第5条 この規則の変更は、役員ならびに日ユ協連事務局と協議して会長が行い、変更の理由を付して変更から14日以内に会員に通知する。ただし、同一の選挙に関する告示日から評議員候補を承

認する総会が始まるまでの期間は規則を変更することができないものとする。

2 正会員は、この規則の変更について、会長に提案することができる。

付則

1 この規則は、2016年11月17日から施行する。

2016年11月施行